

令和元年度第 3 回京都市産業廃棄物 3 R 推進会議 摘録（案）

1 日時

令和 2 年 3 月 2 7 日（金）午後 3 時～午後 5 時

2 場所

京都経済センター 3 階 3-F 会議室

3 出席委員

高岡委員長，石田副委員長，大山委員，河野委員，小谷委員，高橋委員，長田委員，西岡委員，三宅委員，山口委員，山田委員，笠原オブザーバー
（花嶋委員，村井委員は欠席）

4 議事内容

(1) 令和元年度第 2 回の会議について

資料 2 に基づいて事務局から説明した。（委員からの意見なし）

(2) 第 3 次京都市産業廃棄物処理指導計画に掲げた施策の進捗状況

資料 3 に基づいて事務局から説明した後，以下のような意見交換が行われた。

委員：岡田山撤去事業の期間短縮について，具体的に取り組んでいることは何か。

事務局：撤去事業に取り組む事業者において，現有の設備によって撤去量を増加することができるか，設備の処理能力の確認と検討を行っているところである。

委員：産廃チェック制度の表彰について，表彰式によるか郵送によるかは排出事業者の希望に沿っているということか。

事務局：例年は，「環境フォーラムきょうと」のイベントで実施する表彰式で多くの方に見ていただくことにしているが，今年度は新型コロナウイルスの影響により，人を集めた表彰式を実施できないため，事業者の希望を聴く形とした。

委員：処理業者の行政処分について，マニフェストの不交付受託は，事業停止処分になるのか。

事務局：国の基準なども勘案し，事業停止処分としたものである。

委員：代執行の債権回収の状況はどうか。

事務局：平成 1 0 年頃に代執行を行ったものであるが，当初預金及び土地の差押を行ったことで時効は中断している。長らく債務者の所在が不明となっていたが，所在が判明したため，平成 3 0 年に再度差押処分を実施した。2 0 0 0 万円弱ほどが未回収となっており，現在は，債務者が少額ではあるが自主納付を行っている。

委員：プラスチックごみの状況はどうか。

事務局：平成 2 9 年末から中国等の輸入規制があり，処理が厳しい時期があり，市内の処理業者も新規の受入停止を行っていた。現在は，残渣が付いているものや高塩素のものなど，焼却処理等を要

するプラスチックは引き続き厳しい状況であるが、再生利用できるプラスチックは、処理に余裕が出てきたと聞いている。

委員：中国の輸入規制の影響で溢れた廃プラスチック類は、100万トンとも60万トンとも言われているが、現在は、溢れていない。環境省の働きかけなどもあり、セメント会社が石炭の代替燃料として塩素の混じったプラも受入を開始した。製紙会社も来年以降、廃プラスチック類を利用するボイラーを開始する予定がある。ケミカル産業でも利用していこうという動きがある。高塩素のプラスチックを分解する事業者もあり、リサイクル環境が整いつつある。

事務局：燃料利用については、地球温暖化の観点からヨーロッパではリサイクルと認めない評価もある。しかし、全てをマテリアルリサイクルすることは現実的ではない面もある。燃料としてリサイクルすることについて御意見をいただきたい。

委員：現時点では、滞留するものを処理することが大事なので、サーマルリサイクルも認めざるを得ないと考える。すぐには無理だろうが、ケミカルリサイクル、フィードストックリサイクル、またバイオプラといったものをもっと考えていく必要がある。

委員：セメント製造において二酸化炭素は出るものであり、石炭の代替としてのプラスチックの利用は悪いことではないと考える。廃プラスチック類の滞留については、一時期のような処理業者が見つからないという話も最近では聞かなくなった。

委員：日本プラスチック工業連盟では、なかなか難しいが、最終的には、廃プラスチック類を石油のモノマーに返してプラスチックを作ること、モノマー化を目指している。容器包装リサイクル法のプラスチックもすべてマテリアルリサイクルはできておらず、半分ほどはサーマルリサイクルになっているのが現状である。

(3) PCB廃棄物に係る施策の進捗状況について

資料4に基づいて事務局から説明した後、以下のような意見交換が行われた。

委員：どのくらい未登録の事業者があるのか。処理に前向きな事業者の割合はどれくらいか。

事務局：トランス、コンデンサについては、未登録が100件強である。そのうち、非協力的な事業者は1割くらいであり、今後、JESCO等とも連携して処理してもらおうよう指導したいと考えている。

委員：経産省と合同で事業者へ指導するとしているのは、低濃度のことか。

事務局：高濃度で現在もキュービクルで使用されているものである。

委員：残りの期限が1年くらいであり、大変かと思うが、粛々と進めてもらいたい。

(4) 京都市産業廃棄物処理指導の次期指針について

資料5に基づいて事務局から説明した後、以下のような意見交換が行われた。

委員：3Rとしているが、リサイクルが中心で、リデュースの取組が弱いように思う。発生抑制は難しいとは思いますが、もう少しリデュースに光を当てた方が良いのではないかと。京都市内にリデュースの効果がなくても、他の地域に効果があれば良いので、広い視野で取り組んでももらいたい。

事務局：リデュースは重要であると考えており、検討していきたい。

委員：府内では汚泥やがれき類の排出量が多い。リサイクルされているところではあるが、下水道汚泥や公共工事など、行政関係の廃棄物について、さらに対策できる部分があるのか。

事務局：下水道汚泥は、以前はすべて焼却処理していたが、平成25年頃から一部をセメント燃料にリ

サイクルしており、再来年度に燃料化事業を検討していると聞いている。がれき類については、工事発注部局で取り組んでいるが、今後、更にリサイクルできるところがないか検討していきたい。

委員：がれき類は、長く住める建物を建てれば、リデュースできる。京都らしい、そういった視点を入れても良いのではないかな。

委員：製造、設計段階で廃棄物が出ないようにすることが大事である。

委員：廃プラスチック類の増加を契機に、事業者においては、梱包材の削減などに既に取り組んでいるところもある。事業者の意識を向上させていくのは重要である。微生物を利用して汚泥を減量する技術などもあると聞く。柔軟に考えてよいのではないかな。

委員：台風で被災した経験から、指針にはBCP（業務継続計画）を入れた方がいい。電気設備の水没を防ぐために高い場所に設置すること、データのクラウド保存、再委託先の確保など、処理業者が災害時等にも事業継続するための仕組みを考えておいた方がいい。

委員：発生抑制について、経済的視点もあり、国ではむしろ発生量は増えるとしているが、必要なことであり、検討してもらいたい。

事務局：検討していきたい。

（5）令和2年度事業について

資料6に基づいて事務局から説明した後、以下のような意見交換が行われた。

委員：SDGsの取組として京都市全体で実施するということか。

事務局：SDGsの取組は、様々に実施されているが、本事業は市全体で連携したものではなく、SDGsの観点で産業廃棄物の施策として実施するものである。

委員：実施時期は？

事務局：当初は年度の早い段階と考えていたが、新型コロナウイルスの終息状況を見て実施する予定である。

（6）その他

資料7に基づいて事務局からフロン排出抑制法の改正についての情報提供、土砂条例の市会可決の報告を行った。

委員：亀岡市でレジ袋条例が施行されたが、京都市ではどうか。

事務局：京都市では、以前からレジ袋有料化の取組を行っているところであり、現在の手法で推進していくことになると思う。